

# 第1章 岩泉町母子保健計画とは

## 1 計画の趣旨

当町における母子保健計画は、平成9年度に母子保健法が改定され、母子保健事業が市町村に移譲されたことにより策定されました。次世代を担う子どもが健やかに生まれ育つため、母子保健対策を積極的に推進してきました。また、平成26年度までを計画期間とした「岩泉町次世代育成支援対策行動計画」を策定し、計画に基づき少子化対策のための関連施策も併せて展開してきました。

しかし、少子化に伴い子育て環境が多様に変化する中で、安心して子どもを産み、子どもがより健やかに育まれるためには、保健、医療、福祉、教育等の連携のもと、切れ目なく母子保健サービスの提供が必要とされています。これらの現状を踏まえ、新たな対策の推進を図ることが望まれます。国の動向や社会情勢の変化に対応し、町民の母子保健に対するニーズを適確に把握し、そのニーズに即した施策を展開するため、「岩泉町母子保健計画」を作成し、推進するものとします。

## 2 計画の性格

- (1) この計画は、「すこやかで、安心して、生き生きと暮らせるまち」の実現に向け、岩泉町が行う母子保健施策を展開していくうえで基本となります。
- (2) この計画は、母子保健問題を直接対象とするものを広く取り入れています。
- (3) この計画は、社会情勢の変化により、新たな母子保健の問題解決に向けてのニーズが発生した場合には、適切な見直しを行い、内容の改善を図ります。
- (4) この計画は、「母子保健法」「岩泉町食育推進計画」「新岩泉町まちづくり総合計画」「岩泉町地域福祉計画」「岩泉町子ども・子育て支援事業計画」との整合性を保持しています。
- (5) この計画は、岩泉町健康づくり推進協議会の提言を受けて策定しています。

### 3 計画の期間

この計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間です。

また、この計画は、概ね 5 年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、変更するものとします。

### 4 計画の対象者

年齢階層	0～5 歳	6～11 歳	12～14 歳	15～17 歳	18～21 歳	22～49 歳	計
人 口	366 人	481 人	274 人	267 人	182 人	2,524 人	4,094 人
所 属	自宅 保育所 こども園 など	小学校	中学校	高等学校 就労など	大学 短期大学 専修学校 就労など	就労など	

再生産年齢人口（15～49 歳の女子人口）1,399 人

【資料：政策推進課 平成 22 年国勢調査結果】